

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00302135

2024年7月19日

発信課	福祉保険部生活支援課
担当者	高桑
連絡先	電話 直通25-6458 / 内線5154
	FAX 0166-26-7654
	E-mail seikatsushien@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 [ ] 募集 [ ] 契約・入札 [ ] 会議・説明会 [ ] その他 [○]
日程	令和6年7月18日 ~
発表項目 (行事名)	令和6年度旭川市低所得世帯給付金に係る確認書の誤送付について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	福祉保険部生活支援課（給付金担当）において7月から実施している「令和6年度旭川市低所得世帯給付金」に関して、対象とならない世帯に確認書を送付する事務処理上の誤りがありました。詳細は別添のとおりです。
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道（取材）に 当たってのお願い	
備考	

## 令和6年度旭川市低所得世帯給付金に係る確認書の誤送付について

7月から実施している「低所得世帯給付金」に関して、対象とならない世帯に確認書を送付する事務処理上の誤りがありました。

### 1 誤りの内容

今回の低所得世帯給付金の対象となるのは、令和5年度は住民税所得割が課税され、令和6年度に住民税所得割が非課税（均等割のみ課税を含む）となった世帯で、7月1日に、申請に必要な「確認書」を送付している。（非課税世帯4, 145世帯、均等割のみ課税世帯2, 078世帯）

一方、転入者で住民税の課税状況を確認できない方については、転入前の自治体の税情報を照会した上で送付する必要があることから、7月12日に「確認書」を送付している。（非課税世帯600世帯、均等割のみ課税世帯24世帯）

このうち愛知県名古屋市からの転入者11世帯・12人について、照会した課税情報を本市の給付金システムに入力する際に、「所得割課税者」を「均等割のみ課税者」と誤って入力したため、確認書を送付してしまったものである。

### 2 誤りの判明

7月18日に申請書の提出があった1名について、相当の所得があることが分かる書類が添付されていたことから、疑義を感じた職員がデータを再調査し、愛知県名古屋市からの転入者11世帯・12人の入力ミスにより誤発送したことを特定した。

12人の中でその方が最初の申請者であったため、既に給付金を支給した世帯がないことも確認した。

### 3 今後の対応及び再発防止策

誤送付した11世帯の方には、謝罪文を送付する。

他都市への照会を行った転入者の税情報を精査し、確認書を送付している所得割課税者は他にいないことを確認している。

提出のあった確認書の審査など給付金の支給手続においては複数職員での確認を行っているが、税情報の照会などに関しては担当者のみでの確認となることがあったので、今後は税情報における複数職員の確認を徹底する。